

議事日程第3号

平成 29 年 6 月 16 日 (金曜日) 午前 9 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の審議及び採決 11 件

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度御嵩町一般会計補正予算 (第 6 号))

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (御嵩町町税条例の一部を改正する条例)

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第 43 号 平成 29 年度御嵩町一般会計補正予算 (第 1 号) について

議案第 44 号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 45 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 46 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 47 号 財産の無償譲渡について

議案第 48 号 財産の取得について

議案第 49 号 財産の取得について

議案第 50 号 財産の取得について

日程第 3 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 2 件

日程第 4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会 (必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む) の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員 (12 名)

議長 大 沢 まり子 1 番 奥 村 雄 二 2 番 安 藤 信 治

3 番 伏 屋 光 幸 5 番 高 山 由 行 6 番 山 口 政 治

7 番 安 藤 雅 子 8 番 柳 生 千 明 9 番 山 田 儀 雄

10 番 加 藤 保 郎 11 番 岡 本 隆 子 12 番 谷 口 鈴

男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副町 長 寺 本 公 行
教育 長 高 木 俊 朗	総務部 長 伊 左 次 一 郎
民生部 長 加 藤 暢 彦	建設部 長 亀 井 孝 年
企画調 整	教育参事 兼
担当参事 森 島 嘉 人	学校教育課 長 山 田 徹
総務防 災課 長 須 田 和 男	企画課 長 小 木 曾 昌 文
環境モ デル都市	亜炭 鉱 廃 坑
推進室 長 兼 山 田 敏 寛	対策室 長 鍵 谷 和 宏
まちづ くり課 長	
税務課 長 中 村 治 彦	住民環 境課 長 若 尾 宗 久
保険長 寿課 長 日 比 野 伸 二	福祉課 長 高 木 雅 春
農林課 長 可 児 英 治	上下水 道課 長 大 鋸 敏 男
建設課 長 筒 井 幹 次	会計管 理者 佐 久 間 英 明
生涯学 習課 長 石 原 昭 治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

	議会事務局
議会事務局 長 各 務 元 規	書 記 丸 山 浩 史

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号、平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めること
についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号、平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を
求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（大沢まり子君）

承認第2号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

質疑というよりもちょっとお教え願いたい部分なんですが、資料の1ページです。

この中に特例措置の関係なんですけれども、固定資産税等の特例措置の追加という部分がありまして、その中に、これは上の保育所のほうの関係は、待機児童の解消を目的とした保育の受け皿の整備を促進するということが目的になっておるんですが、この保育事業の用に供する償却資産の課税標準額の軽減特例措置がとられるわけなんですけれども、この特例措置に該当する事業所が御嵩町の中にあるのかどうか。また、なければ近隣の該当する事例があれば、そういうことを紹介していただきたいと。同じようにその下の、緑地保全・緑化推進法人等が管理する市民緑地についての土地も同様な軽減措置がとられるわけですが、こういったことも町内に事例があるのか。なければ、よそにもしあれば、今この場でお答えいただけるのなら、ちょっとその事例を紹介していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

税務課長 中村治彦君。

税務課長（中村治彦君）

安藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の法改正、地方税法の改正につきましては、固定資産税の特例措置、つまりはここに記してありますとおり、わがまち特例が2点適用拡大されることとなりました。第1に保育の受け皿整備の促進としましては、国の施策でもございます子ども・子育て支援が主な目的でありまして、この法改正の背景でございます。そして、この法改正につきましては子ども・子育て支援、先ほど議員もおっしゃって見えましたが、待機児童の解消が主な要因でございます。これは都市部を想定しているということが考えられます。

資料の1ページの概要に掲載しましたとおり、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業

所内保育事業につきましては、現在のところ本町には存在しておりません。また、設置に向けた相談等も現在はない状況でございます。

以上のことを考えまして、本町のわがまち特例につきましては、法の参酌基準どおり課税標準額の2分の1とすることといたしております。なお、参考までに可茂管内市町村につきましては、同じ基準を設けておるという状況でございます。

第2に緑地保全・緑化推進法人が設置し、管理する市民緑地でございますが、少し御紹介させていただきます。これにつきましては、良好な都市環境の形成を目的としておりまして、緑地や都市公園などオープンスペースが不足している、やはりこれも都市部をターゲットとしております。

主体はNPO法人や企業等の民間主体が設置管理者となるものでございまして、空き地を公園的な空間に整備し、公開し、市民緑地として利活用する制度でございます。

現在のところ指定を受けているというところは、東京都内で3カ所、神奈川県、愛知県、大阪府で1カ所ずつの計6カ所と聞き及んでおります。主に公益財団法人や一般財団法人が運営しているということでございます。

先ほどの保育の受け皿支援と同様、本町の基準としました法の参酌基準どおりと、3分の2を適用することとしております。現在のところ、こういった想定はしておりますけれども、事実上としては存在していないということでございます。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（大沢まり子君）

承認第3号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今回の国民健康保険税条例の一部を改正するこの上程案でございますが、これにつきましては、5割軽減、2割軽減の算定による基準額の引き上げということで、低所得者に対する配慮というようなこともありまして、非常にありがたい改正であると思っておりますが、実はこの地方税法の改正に伴う計算方式の変更によって、国保税の徴収に過去において過誤があったということが一部新聞に報道されたと思っておりますが、これについて議会のほうに報告がなかったと思っておりますが、この辺の事情をもしわかれば教えていただきたいと思っております。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

谷口議員の質問にお答えさせていただきます。

多分、議員おっしゃること、先般新聞等々で報道されました保険料の算定誤りが県下等々で発生しておるということで出ておるものかと思っております。それにつきましては、国民健康保険につきまして精査いたしまして、誤りはないということを確認しておりますので、御報告させていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

先般載りましたのは土岐市であるとか、この近辺の市町村ですが、その前に御嵩町でも一部というのは、新聞で小さい版に載ったような記憶がありますが、その辺は私のほうの間違いでしょうかね。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 日比野伸二君。

保険長寿課長（日比野伸二君）

先般新聞に発表させていただいた件につきましては、後期高齢者医療保険料の誤りが今回御嵩町でも3件ありましたということで、報告させていただいております。

なお、その件につきましては、該当する方にお知らせ等々既に済んでおるということを御報告させていただきます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、議案第43号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

里山の活性化について、質問をさせていただきます。

確認ですけれども、これは何年ぐらいのまずスパンで考えていらっしゃるのかということが1点目です。それから今回は一般財源ということですが、来年度以降の財源の考え方を教えて

ください。

議長（大沢まり子君）

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

岡本議員の御質問にお答えします。

この事業につきましては、決して単年度で終わるものではなく、前にも御説明させていただきましたが、10年、20年の長いスパンで毎年の経験を積み上げながら、よりよい事業で進めていこうというふうに考えておるわけでございます。

あと、財源につきましては、今回は参加していただく参加料を財源として、わずか6万円でございますが財源としておるわけでございますが、これは新たに始めた事業でございますので、今後アンテナを高くしまして、有利な補助金を探していくように考えたいと思います。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号 平成29年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第44号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 44 号 御嵩町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 45 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 45 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 46 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 46 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして議案第 47 号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 47 号 財産の無償譲渡について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 48 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 48 号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 49 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 49 号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第 50 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 50 号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査

議長（大沢まり子君）

日程第 3、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

総務建設産業常任委員会委員長及び民生文教常任委員会委員長から所管事務のうち、議会規則第 75 条の規定により、お手元に配付してあります特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮ります。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（大沢まり子君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、平成29年第2回定例会において上程させていただきました議案については全て議了していただきました。ありがとうございました。

短期間ではありましたが、非常に中身が濃かったというふうに思います。

今、国のほうでは随分紛糾がしておりますけれども、私どもは粛々と与えられた仕事をきちんとしていくということであるかと思えます。

我々のいただいている、特に議員の皆さん12人、そして私、この13人のいただいている給料というのは、基本的には物事を決断するための報酬だと思っております。大きな決断もあれば、それほど迷うことなく決めていけることもあります。押山の件もこれから議論を重ねてしっかりといい答えを出していかなければいけないと思っておりますし、直近の答えとしては庁舎をどの位置に持っていくか、これに限るかと思えます。

これら議論をしていますと、大きな問題は必ず摩擦が生じてくるでしょうし、火の粉を浴び

なきゃいけないという局面もあるかと思えます。それが報酬だと思っております。皆さんにも、いい意味での応援もあるでしょうし、逆に批判も出てくることもあるかもしれませんが、それを乗り切っていくのが 12 人の議員の皆さんと町長の仕事だと私自身が考えております。それには、きちんとした議論をしながら、せめて自分たちがこの世に生きている限り、その期間ぐらいはいい決断をしたんだなと言っていたらいいような答えを出していきたいと、このように思っております。

議員の皆さんもこれから視察もされるそうですので、いろいろ勉強していただいて、いい提案をしていただけるようにしていただけたらありがたいなと思えます。

私もハードスケジュールではありますが、庁舎についても研究しながらいいものを見てきて、その上で生かしていきたいというふうに考えております。スピード感を持って事に当たりたいと思っておりますので、今後とも議員の皆さんにはその点の御協力をしっかりとお願いしたいということを心からお願いしまして、この定例会を閉じる挨拶にさせていただきます。どうも御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これもちまして平成 29 年御嵩町議会第 2 回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前 9 時 26 分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員